

平成24年7月18日

舞鶴ウイルス性肝炎を考える会  
世話人 三宅 あき 様

京都肝炎友の会  
世話人代表 山副 スヘノ 様

舞鶴市長 多々見 良三

### 生活保護行政等に関する要請書の回答について

日頃は舞鶴市政の各般にわたりご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成24年6月27日付けで貴会からご提出いただきました要請書につきましては、下記のとおりお答えさせていただきます。

### 記

#### 「福祉援護課業務に関する要請内容」に対する回答

① 生活保護を受給したいことを明言して舞鶴市役所に行ったにも関わらず、直ちに申請書を渡さず、申請が有ったと対処しなかった。これは、生活保護の申請権の阻害である。このような行為は直ちにやめること。

生活保護の申請書は、市役所の誰でも取れる所に置くこと。

#### (回答)

生活保護の面接相談におきましては、相談者からの丁寧な聞き取りにより相談者の状況を正確に把握し、助言をさせていただく内容についても、相談者の方に十分ご理解をいただくことが大切であります。

このたびのことにつきましては、相談のやり取りの中で理解の相違が生じたものと考えており、要請のご趣旨を真摯に受け止め、本市の生活保護業務が更に適正に執行されるよう、申請意思の確認など、生活保護面接相談の改善・見直しも含めてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

② 深刻な疾病で十分な就労ができないために、生活ができず、大切な治療がおろそかになり、生命にも関わる事態であるため生活保護の申請に来ているに

もかかわらず、「働け」と指導し、働いたら生活保護も可能かと匂わせる対応は許されるものではない。肝硬変、慢性肝炎等の疾病を持つ方の生活保護の申請は、生命にかかわるものであるということ正しく認識し、この様な行為も直ちにやめること。

(回答)

生活保護の面接相談におきましては、病気の特徴を、十分に理解しながら対応させていただくことは、大切なことと考えております。

このため、担当職員の部内研修において、関係機関のご協力も得ながら、各種病状の一層の理解を深める研修に努めてまいりたいと考えております。

③ 安定的な就労が困難な肝硬変という疾病である生活保護の申し込み者に対し、生活保護の申請を受け付けず、融資＝借金を勧めることは、住民の安定的な生活を奪い、疾病の悪化にも直結するものであり許されない。直ちに改善するとともに。(原文そのまま)

(回答)

生活保護の面接相談におきましては、相談の中で他法他施策の活用ができる場合には、相談者に助言をさせていただいているところでありますが、申請の意思を確認した場合には、速やかに申請書を交付させていただくべきものと認識しております。

④ 山川一郎さんは、2012年4月に生活保護の申請を明確に舞鶴市に行っており、本日でほぼ2か月経過している。これは、生活保護法で定められた期限を大幅に超過しており、直ちに結論を示すこと。

(回答)

生活保護の要否の決定につきましては、生活保護法の規定に基づき必要な資産調査などを実施し、できる限り速やかに行うこととしております。

⑤ 全ての職員・関係者に、肝炎、肝硬変、肝がんの特徴を正確に徹底し、今回のような患者への不当な対応が二度と行われることのない様にする。

(回答)

②でもお答えいたしましたように、病気の特徴をしっかりと理解することは、面接相談のみならず、個別ケースの病状に応じた適正な支援につながりますことから、部内研修などの場を通じて各種病状の一層の理解に努めてまいりたいと考えております。

「健康増進課関連業務に関しての要請内容」に対する回答

- ① 生活困窮のため必要な治療を受けられない肝炎、肝硬変、肝がん患者はこの例だけではない。また、この疾病以外でも同様の例が発生している可能性がある。健康増進課を中心に舞鶴市として、実態を把握し、対応すること。

(回答)

市として、個々の疾病や生活実態等を把握することは、個人情報に関するものであり、困難ではありますが、地域の身近な相談窓口である民生児童委員をはじめ、様々な相談機関との連携を一層密にする中で、個別ケースの適切な実態把握と相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

- ② 生活保護の申請をするために舞鶴市役所に申し込んでも、門前払いされ、結果として治療ができず、生命の危機に陥っている事態が二度と発生しないよう、健康増進課を中心に舞鶴市として保健福祉部福祉援護課の業務に問題がないか、把握、是正すること。

(回答)

市の関係各課が連携をさらに図る中で、適切に対応してまいりたいと考えております。

- ③ 国の行う医療費助成制度は、抗ウイルス治療等ごく限られた治療だけが対象で、その他治療に関する支援は、京都府、舞鶴市では皆無である。

舞鶴市として、肝炎・肝硬変・肝がん患者の治療、生活を支援する制度を作ること。

(回答)

治療、生活に係る支援制度につきましては、京都府が所管されておりますことから、今後とも制度の充実について国・府に要望してまいりたいと考えております。

- ④ 生活保護の申請受付等を行う職員が、肝硬変について正しく理解していれば、治療の重要性、就労の困難さは容易に理解できたはずである。肝炎、肝硬変、肝がんの特徴、治療の必要性を全職員に正しく教育、徹底し、その病状に応じた対応を行うようにすること。

(回答)

相談担当職員が様々な相談に適切に対応できるよう、病気の特徴などに係る一

層の理解促進に今後とも努めてまいりたいと考えております。

- ⑤ 肝炎ウイルス検査の意義を市民に一層広く徹底し、全市民が早期に受検するよう、可能な対策を講じること。

京都府に対し、府内のすべての医療機関を肝炎ウイルス無料検査の委託機関とするよう要請すること。

(回答)

肝炎ウイルス検査につきましては、広報誌やホームページをはじめ、様々な機会を通し、受診勧奨の強化に努めているところであります。また、京都府の検査実施医療機関の拡充につきましては、引き続き要望してまいりたいと考えております。